

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：福井環境事業株式会社

2025 年 4 月 28 日

評価実施機関：



北陸経済研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、福井環境事業株式会社の包括的なインパクト分析を行った。

北陸銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、福井環境事業株式会社に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	福井環境事業株式会社
借入金額	400 百万円
借入金の資金使途	福利厚生施設建設資金
モニタリング期間 （返済期限）	10 年 （2035 年 3 月 30 日）

1. 企業の事業概要

● 基本情報

企業名	福井環境事業株式会社
代表者	代表取締役社長 安達 弘幸
創立	1950 年 3 月
事業内容	一般廃棄物の収集運搬、浄化槽の清掃並びに維持管理、産業廃棄物の収集運搬、ビルの管理清掃、一般貨物自動車運送、貨物運送取扱事業、下水管の清掃並びに維持管理、貯留槽の清掃並びに維持管理、食品リサイクル堆肥製造及び販売、農作物栽培及び販売、再生資源の回収及びリサイクル、プラスチック原料及びプラスチック製品の再生
資本金	2,400 万円（2025 年 2 月末）
売上高	2,778 百万円（2025 年 2 月末）
従業員数	231 名（2025 年 2 月末）
本社所在地	福井県福井市角折町第 6 号 1 番地
その他事業所	【二日市リサイクルセンター】 福井県福井市二日市町 19 号 8 番地

	【有機センター】 福井県福井市更毛町柳谷第 13 号 2 番地 【たかぎリサイクルセンター】 福井県福井市高木西 1 丁目 103 番地
--	--

<許認可一覧>

許認可登録先	種別	許可・登録の名称	許可・登録の内容	許可・登録番号	許可年月日	有効期限
【一般廃棄物(ごみ関係)】						
福井市	許可	一般廃棄物 収集運搬業許可	ごみ・食品廃棄物・特定家庭用機器再商品化法第2条第4項の特定家庭用機器及び資源物	第1号	R6.4.1	R8.3.31
福井市	許可	一般廃棄物 収集運搬業許可	特別管理一般廃棄物 (感染性廃棄物を除く)	第2号	R6.4.1	R8.3.31
坂井市	許可	一般廃棄物処理業許可	事業系ごみ、資源ごみ(食品生ごみ)	23-015	R6.4.1	R8.3.31
永平寺町	許可	一般廃棄物(ごみ) 収集・運搬業	一般廃棄物(ごみ・その他)	永平寺町指令 第59号	R6.4.1	R8.3.31
福井市	許可	一般廃棄物処分業許可	缶・瓶・ペットボトル、プラスチック、粗大ごみ	第4号	R7.4.1	R9.3.31
福井市	許可	一般廃棄物処分業許可	食品廃棄物	第1号	R6.4.1	R8.3.31
永平寺町	許可	一般廃棄物(ごみ) 収集・運搬業	一般廃棄物(その他)食品生ごみ	永平寺町指令 第60号	R6.4.1	R8.3.31
鯖江市	許可	一般廃棄物処理業	一般廃棄物(食品生ごみ)	鯖江市指令 環第227号第6号	R6.4.1	R8.3.31
公益財団法人 日本容器包装 リサイクル協会	登録	再生処理事業者登録	工場名:二日市リサイクルセンター 素材種別:プラスチック製容器包装 手法:材料リサイクル 再生処理能力:21,000t/年	—	—	—
【一般廃棄物(し尿・浄化槽関係)】						
福井市	許可	浄化槽清掃業許可	浄化槽	第1号	R6.4.1	R8.3.31
福井市	許可	一般廃棄物 収集運搬業許可	し尿・浄化槽汚泥	第3号	R6.4.1	R8.3.31
永平寺町	許可	一般廃棄物(し尿・浄化 槽汚泥)収集・運搬業	一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)	永平寺町指令 第61号	R6.4.1	R8.3.31
永平寺町	許可	浄化槽清掃業許可	浄化槽清掃	永平寺町指令 第62号	R6.4.1	R8.3.31
坂井地区 広域連合	許可	し尿収集業、 浄化槽清掃業	し尿・浄化槽汚泥収集運搬、浄化槽清掃	坂連総指令 第1号	R6.4.1	R8.3.31
福井県	登録	浄化槽保守点検業登録		(福2)第13号	R3.3.1	R8.2.28
福井市	登録	浄化槽保守点検業登録		(福井市2)第1号	R3.3.1	R8.2.28
【産業廃棄物】						
福井県	許可	産業廃棄物 収集運搬業許可	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物系残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上13種類	01811008066	R3.4.15	R8.4.14

福井市	許可	産業廃棄物 収集運搬業許可	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物系残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上13種類	13110008066	R3.4.15	R8.4.14
福井市	許可	産業廃棄物処分業許可	中間処理（破砕・溶融固化、発酵）、破砕・溶融固化：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀仕様製品産業廃棄物を除く。）以上1種類、発酵：動植物性残渣 以上1種類	13120008066	R5.4.11	R10.4.10
【施設関係】						
福井県	許可	一般廃棄物 処理施設許可	処理能力：50.1t/日（24時間） 施設の種類：ごみ処理施設（不燃ごみ選別施設）処理対象物：不燃ごみ	第644-2号		
福井県	許可	一般廃棄物 処理施設許可	処理能力：100.8t/日（24時間） 施設の種類：ごみ処理施設（プラスチック製容器包装廃棄物リサイクル施設）処理対象物：その他プラスチック製容器包装廃棄物	第2021-2号		
【建設業】						
福井県	許可	建設業許可	管工事業	（般-3） 第3604号	R3.5.19	R8.5.18
【貨物運送】						
中部運輸局	認可	一般貨物自動車運送事業		530000437		

● 沿革

1950 年	福井衛生社設立、汲取り業務開始 福井市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得
1954 年	合資会社福井衛生社を設立
1958 年	有限会社福井衛生社に改組
1964 年	福井市より塵芥収集の一部を受託
1975 年	福井県産業廃棄物収集運搬業の許可を取得
1976 年	坂井営業所を開設
1986 年	株式会社福井衛生社に改組
1988 年	商号を福井環境事業株式会社に変更
2002 年	一般廃棄物処理業（リサイクル施設、選別）の許可を取得
2003 年	福井県産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を取得 二日市リサイクルセンター稼働開始
2013 年	一般廃棄物処理業（堆肥生産施設）の許可を取得 有機センター稼働開始
2021 年	たかざりリサイクルセンター稼働開始

● 事業活動・事業概要

福井環境事業株式会社（以下、福井環境事業）は、ごみの収集や浄化槽清掃、下水管維持管理・清掃、資源物のリサイクルといった、地域の環境保全に深く関わる事業会社である。

【ごみ収集事業】

福井県では、一般廃棄物の総排出量は 244,131 t /年間、1 日 1 人あたり 878g のごみを出しているとされる（「一般廃棄物（ごみ）の排出および処理状況（令和 4 年度）について」（福井県 HP））。それらを適時適切に収集し、さらに可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装、ペットボトル、缶、ビン）等に分別してそれぞれに応じた処分場・施設へ運搬することは、豊かな暮らしをまもる上で欠かせない事業である。

福井環境事業では、74,249.6 t（2023 年度実績）を収集している。

地区ごとに排出されるごみの収集・資源物を回収



（出所）福井環境事業 HP より

【浄化槽清掃事業】

下水道が完備されていないエリアの浄化槽は、定期的な清掃が法令で定められている。それを怠ると、槽内に汚泥などが蓄積し、浄化槽の機能の低下や汚水の流出、悪臭の原因ともなる。汚水が流出すると、排水溝や河川が汚れ、水質汚濁などを引き起こし、ハエなどの害虫の発生や魚が住みにくなるなど、地域社会の暮らしに重大な影響を及ぼす恐れがある。水域の保全を図る上で、決して疎かにすることはできない。福井環境事業では、2023 年度実績で、浄化槽清掃件数 5,721 件、定期清掃実施率 75.9%であった。

専用の清掃車で浄化槽を清掃



（出所）福井環境事業 HP より

【下水管維持管理・清掃事業】

地中に張り巡らされている下水管が古くなると、水漏れだけでなく悪臭が発生し、地域環境を損なう。下水管の損傷は、地震などによる道路の陥没でも起こる。そうした下水のトラブルにすみやかに対応することは、地域社会のインフラをまもり、水域を保全するきわめて重要な事業と言える。福井

下水管の調査・清掃



（出所）福井環境事業 HP より

環境事業では、2023 年度の下水管調査件数は 9 件、下水管清掃件数は 37 件であったが、インフラの保全に注目が集まる昨今、さらに力を入れて取り組むことが求められている。



ダンパー車

側溝清掃、浄化槽残渣、下水道やマンホール、井戸掘の汚泥処理、カーバイト残渣、化学薬品粘生流動液の処理を行います。



ハイプレ（高圧洗浄）車

各種配管・側溝等の清掃、各種装置・機器等の洗浄、街路及びビル壁等の清掃、その他用途は無限です。

（出所）福井環境事業 HP より

【リサイクル事業】

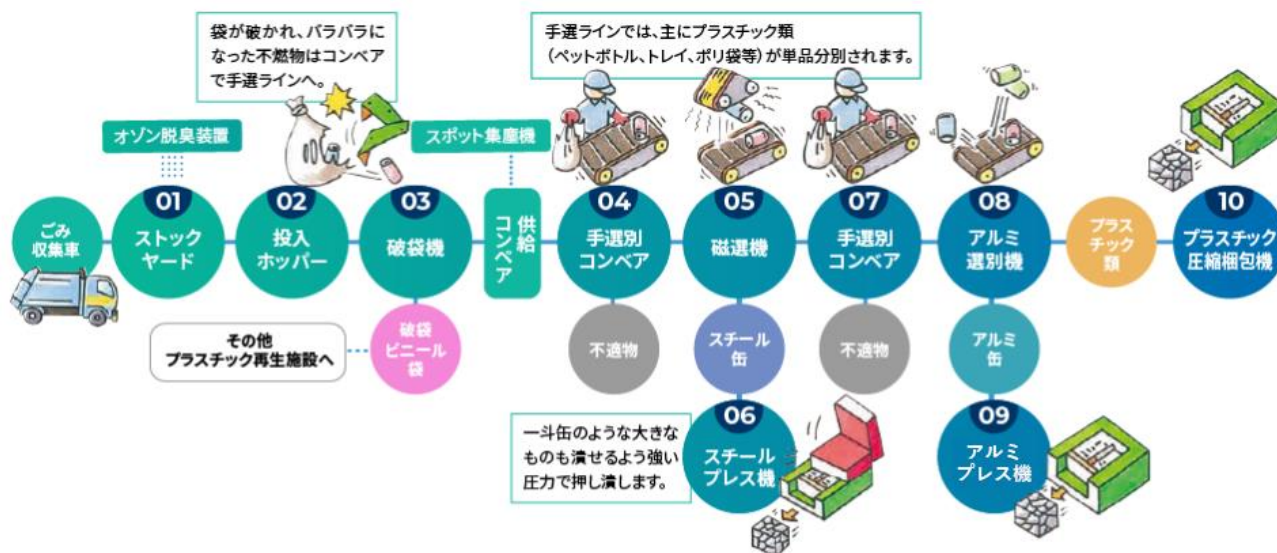
限りある資源を有効に活用していく一つの方法として、廃棄物から資源をリサイクルする取り組みが強く求められるようになってきている。そうした社会の要請に対応するため、福井環境事業では 2003 年に総合リサイクル施設「二日市リサイクルセンター」を稼働させ、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等を中心として、資源の再利用、有効活用に貢献している。2023 年度の処理実績としては、空き缶 359.5 t、びん 1,289.6 t、ペットボトル 331.7 t、プラスチック製容器包装 14,027.0 t であった。

特に同センター廃プラ処理施設では、選別、洗浄、乾燥、ペレット化までを行えるトータルラインを実現し、手選別に加え、近赤外線光学選別機による機械選別システムを日本で初めて導入し、質の高いマテリアルリサイクルを実現している。

不燃物選別施設フロー図

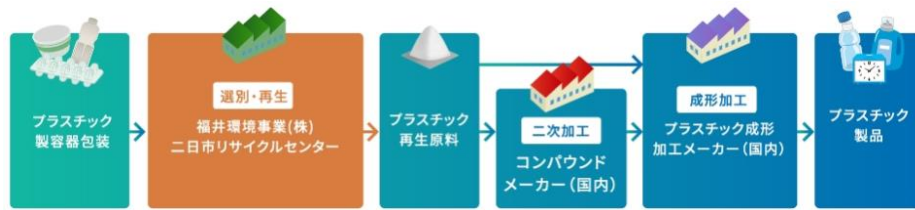
処理能力：50.1t/24時間

処理対象物：不燃ごみ

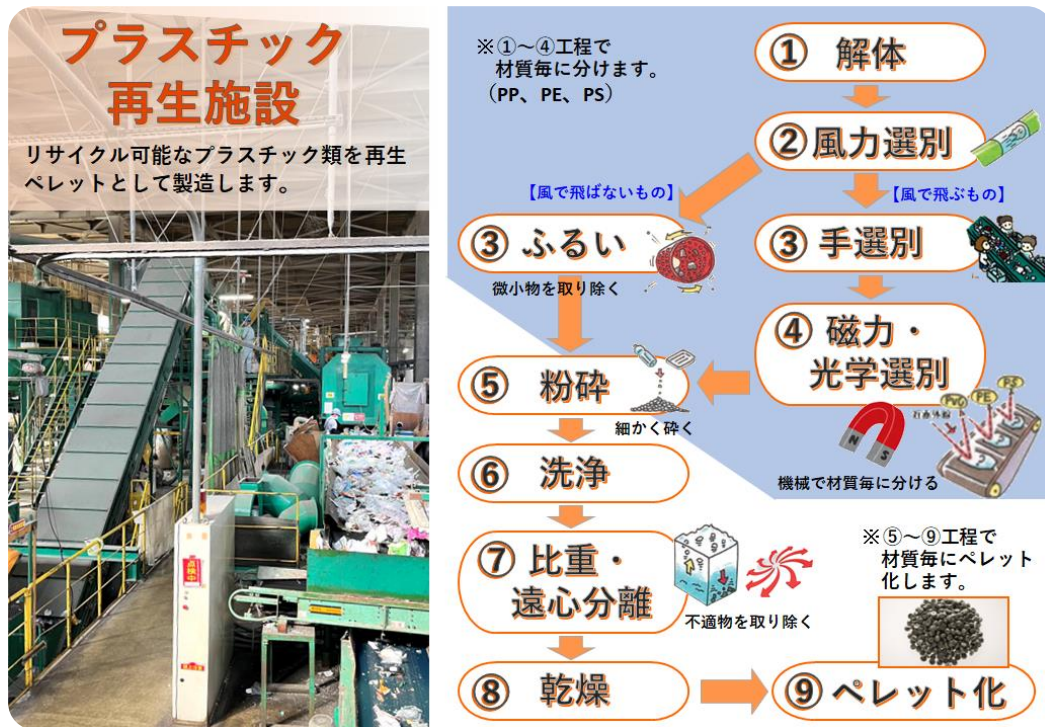


（出所）福井環境事業 HP より

プラスチック再生原料が身近な製品に生まれ変わるまで



(出所) 福井環境事業 HP より



(出所) 福井環境事業提供資料

再生されたプラスチック原料を利用した主な製品



(出所) 福井環境事業提供資料

また 2013 年には、食品廃棄物リサイクル施設「有機センター」を稼働させている。同センターでは、福井市内のショッピングセンターやコンビニ、給食センター、学校・保育園などで発生する、賞味期限切れ食品や調理くず、食べ残しから堆肥を生産している。

製造した堆肥は農家へ販売することで食の地域循環を生み出すことにつなげている。また、同センター前の実験農園では、その堆肥を用いて実際に野菜を育て、品質の確認を行っている。2023 年度実績では、処理量 657.4 t、堆肥化は 394.4 t であった。

有機センターと実験農園



(出所) 福井環境事業 HP より

【その他環境整備事業】

○グリストラップ清掃

下水道に直接油が流出しないよう、業務用の厨房にはグリストラップという装置が設置されている。しかし、それ自体に排水を浄化する機能がない。清掃を怠ると、大量の油が溜まり、悪臭や害虫発生、下水管のつまりなどの原因となる。福井環境事業では、専用の機材・車両を用いてグリストラップの清掃を行っている。2023 年度のグリストラップ清掃件数は 603 件であった。

グリストラップ清掃の様子



(出所) 福井環境事業 HP より

○側溝清掃

側溝に土砂やごみなどが溜まると、大雨の際に水が溢れ出しかねない。また、流れが悪くなって水が溜まれば、臭いや害虫が発生することにもなる。福井環境事業では、専用の機材・車両を用いて側溝に溜まった土砂やごみを取り除く事業を通じ地域の暮らしをまもっている。自治体からの発注次第ではあるが、2023 年度の側溝清掃件数は 6 件だった。

側溝清掃の様子



(出所) 福井環境事業 HP より

○海岸清掃

近年、国内だけでなく海外からの大量の漂着ごみが海岸や港に押し寄せている。それらは浜辺の美観を損なうだけでなく、生態系を含む海岸環境を悪化させ、さらに漁業を阻害し、船舶の安全な航行までも妨げている。漂着ごみの回収や海岸清掃には多くの労力が必要であり、回収後には適切な処理がなされなければならない。福井環境事業では専用の機材・車両を用いて漂着ごみの回収、処理を行っている。きわめて公共性の高い取り組みで、自治体の予算に大きく依存するが 2023 年度では、14 件の海岸清掃を行っている。

海岸清掃の様子



(出所) 福井環境事業 HP より

● 経営理念

地域社会の幸せをまもる(衛)ために、
総合的環境サービスを常に考え・提供し、
いつまでも信頼される会社を創ります。

福井環境事業では、経営理念を徹底するとともに、広く社会の認知を得るため、ブランドマークを設定し、事業活動を推進している。

<ブランド名>

cocof (ココフ)

<ネーミングの意味>

Community (地域社会)、contribution (貢献)、comfort (快適)、cooperation (協調)、connection (つながり)、collaboration (協働)、comprehensive (総合的) など、「co」は福井環境事業が大切にしている多くの単語の頭文字で、「f」は Fukui (福井) を表している。また「ここに福」があるとの意味も込めている。

<ロゴマークのデザインコンセプト>

福井県の形に似せ輪になったリボンで、リサイクル・資源が巡る・循環・繋がりなどをイメージ。県民にとって親しみのある温かさを感じるロゴとしている。



(出所) 福井環境事業 HP より

● SDGs への理解と取り組み

福井環境事業では、国際連合が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、2020 年 5 月に「福井環境事業株式会社 SDGs 宣言」を策定、公表した。そこでは「廃棄物処理事業を通じて地域社会の環境保全・経済発展・地域社会向上に寄与」するとして、具体的な取り組みを掲げている。

(2020.5)



□ 持続可能な社会の実現に向けて

私たち福井環境事業株式会社は昭和 25 年創業以来、廃棄物処理事業〔浄化槽の維持管理・ごみの収集運搬・資源リサイクル〕を通じて、地域社会の生活環境を衛り、市民の皆様や地域で事業を営む方々が、安心安全に暮らしてもらえる街作りに取り組んできました。

私たちはこれからも経営理念の下で、廃棄物処理事業を通じて地域社会の環境保全・経済発展・社会的向上に寄与し、そして日本・世界全体の持続可能な社会の実現に貢献できるように、SDGs 達成に向けて事業活動が続けて参ります。

【経営理念】

地域社会の幸せをまもる（衛）ために、
総合的環境サービスを常に考え・提供し、
いつまでも信頼される会社を創ります。

□ SDGs 達成に向けた取り組みの内容

— 環境 Environment —

	□事業活動である浄化槽の維持管理、下水道管路点検・補修等により生活環境の水質の維持改善に取り組んでいます。 □事業所から発生する排水は、場内の浄化槽や排水処理設備により適切に処理し、再利用等してから放流しています。 □事業活動に伴い使用する水について削減目標を設定し、使用量削減に取り組んでいます。 □設備は定期的に維持管理を行い、放流水の水質も基準値以下であることを定期的に確認しています。
	□二日市リサイクルセンターの工場屋根に太陽光発電設備（300kW）を設置し発電事業を行っています。 □事業活動で利用する電力・燃料について省エネルギーの年間目標を設定し、エネルギー消費原単位の削減に取り組んでいます。
	□廃棄物から再生原料を生産するリサイクル事業を通じて、天然資源（石油・鉄・アルミ等）の効率的利用に取り組んでいます。 □事業活動で使用する電力・燃料・水・紙等の使用量について、年間目標を設定し、削減に取り組んでいます。 □業務用車両は適切な維持管理を行い、エコドライブの推進を行い、大気汚染の低減に取り組んでいます。 □事業活動に伴って発生する排水・廃棄物、また工程で使用する有害化学物質については、年間削減目標を設定し、設備の適切な維持管理を行い、各種法令を遵守しています。

— 経済 Economical —

	□雇用形態あるいは性別に関わらず、同一賃金同一労働となるように賃金体系を見直しています。 □労働安全衛生活動・5S活動として年間計画・目標を定め、安全・安心な職場作りに取り組んでいます。
	□廃棄物処理は地域社会における重要な社会インフラの一部であり、当社が廃棄物収集運搬・中間処理・リサイクル事業を確実に継続的に実施していくことで、持続可能かつ強靱なインフラの構築に取り組んでいます。 □当社のリサイクル事業（容器包装プラスチックの再生原料化、食品残渣の堆肥化等）を通じて、資源利用効率の向上に取り組んでいます。 □リサイクル事業で費やすエネルギーや資材の使用量の削減、再生原料の品質向上・高度化に取り組んでいます。

— 社会 Social —

     	【より良い職場作りの取り組み】 □従業員・家族の健康と生活の安定に取り組んでいます。 ➢ 賃金規定・退職金規定を定め、労働組合・社員代表と毎年協議 ➢ 会社負担での定期健康診断の実施 ➢ 全国健康保険協会に加入し健康保険証を発行 ➢ 育児介護休業制度の導入 ➢ 家族手当・通勤手当・皆勤手当・交替手当・各種祝い金等の支給 ➢ 社内の喫煙場所を限定、換気設備等を設置し受動喫煙の防止 □就業規則・賃金規定・人事考課制度等を整備し、性別等による区別無く、全従業員が平等な労働条件・就業の機会を与えられています。 □従業員は業務に必要な資格について、会社負担で取得できます。 □業務上必要な従業員には性別等の区別無く業務用パソコンを貸与し、業務でのインターネット活用を推進しています。 【事業活動での取り組み】 □廃棄物処理事業を通じて、地域社会の環境保全に取り組んでいます。 □食品残さから堆肥を生産する食品リサイクル事業に取り組んでいます。 □業務車両の運行管理により大気汚染・事故の低減に取り組んでいます。 ➢ エコドライブ推進で安全運転の啓発 ➢ デジタルタコメータを設置し、運行管理と安全運転指導を実施 ➢ 業務用車両の適切な維持管理 □事業所から発生する排水・廃棄物、工程で使用する有害化学物質について、年間削減目標を設定、適切な維持管理を行い、各種法令を遵守しています。 □二日市リサイクルセンターでは年に2回敷地境界における環境測定（騒音・振動・大気質）を行い、周辺環境への影響が無いか確認しています。 【社会貢献への取り組み】 □施設見学と環境教育を積極的に実施し、子供から大人まで、一般市民・行政関係・事業者など、幅広く受け入れています。 □「ふくいエコキャップ運動」に参加し、NPO法人を通して世界の子供にワクチンを届ける活動を支援しています。
---	---

— ガバナンス Governance —

	□就業規則や賃金条件等の労働条件は、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教等による区別は無く、平等に定めています。 □人事考課制度を導入し、従業員の適正評価と能力向上に取り組んでいます。
	□一般廃棄物処理業務において、地域社会の環境保全、生活環境の維持向上の為、自治体との連携に取り組んでいます。

（出所）福井環境事業 HP より

また、福井環境事業は、この「福井環境事業株式会社 SDGs 宣言」公表以前の2012年から毎年「環境経営レポート」を発行・ホームページで公表、アップデートし続けており、環境保全に向け積極的に取り組んでいる。

「環境経営レポート」は、環境方針が明記されるとともに、具体的な取り組みがわかりやすく示されており、環境省と一般財団法人地球・人間環境フォーラムが主催する「第19回環境コミュニケーション大賞」では「優良賞」を受賞するほど高く評価されている。

【環境方針】

＜基本理念＞

福井環境事業株式会社は、廃棄物の収集運搬・中間処理・リサイクル事業を通じて循環型社会の構築、低炭素社会の実現、地域環境の保全に貢献することを目指しています。

当社にとって、その事業活動に伴う環境負荷を最小限にとどめることは必須課題であり、全社一丸となって環境経営に取り組みます。

＜基本方針＞

1. マテリアルリサイクルの推進
2. エネルギー・資源消費量の削減
3. 廃棄物発生量の削減
4. 関係法令の順守
5. 環境教育と情報公開への取り組み

提示されている「環境目標」

環境経営目標	項目	単位	2022年度 (基準)	2023年度 (目標)	2024年度 (目標)	2025年度 (目標)	2026年度 (目標)	2027年度 (目標)
CO ₂ 排出量	全社	kg-CO ₂	4,633,168	4,540,504	4,449,694	4,360,700	4,273,486	4,188,016
電力消費量	全社	kWh	8,673,624	8,500,152	8,330,148	8,163,546	8,000,275	7,840,269
排出係数 本 社：0.640 二日市RC：0.390 (2022年度)	全社	kg-CO ₂	3,445,664	3,376,750	3,309,215	3,243,031	3,178,170	3,114,607
		kWh	251,801	246,765	241,830	236,993	232,253	227,608
	本社	kg-CO ₂	161,153	157,930	154,771	151,676	148,642	145,669
		kWh	8,421,823	8,253,387	8,088,319	7,926,552	7,768,021	7,612,661
	二日市RC	kg-CO ₂	3,284,511	3,218,821	3,154,444	3,091,355	3,029,528	2,968,938
		kWh/ t	472.3	462.9	453.6	444.5	435.6	426.9
		kg-CO ₂ /t	184.2	180.5	176.9	173.4	169.9	166.5
燃料消費量	全社	kg-CO ₂	1,187,504	1,163,754	1,140,479	1,117,669	1,095,316	1,073,409
収集運搬量 79,078t：本社 中間処理量 17,833t：二日市RC (2022年度)	全社	kg-CO ₂ /t	19.8	19.4	19.0	18.6	18.2	17.9
	本社	kg-CO ₂	1,078,029	1,056,468	1,035,339	1,014,632	994,340	974,453
		kg-CO ₂ /t	13.6	13.4	13.1	12.8	12.6	12.3
	二日市RC	kg-CO ₂	109,475	107,286	105,140	103,037	100,976	98,957
		kg-CO ₂ /t	6.1	6.0	5.9	5.8	5.7	5.5
廃棄物発生量	全社	kg	238,275	233,510	228,839	224,263	219,777	215,382
	本社	kg	32,555	31,904	31,266	30,641	30,028	29,427
	二日市RC	kg	205,720	201,606	197,573	193,622	189,750	185,955
		kg/t	11.5	11.3	11.1	10.9	10.6	10.4
水使用量	全社	m ³	83,097	81,435	79,806	78,210	76,646	75,113
	本社	m ³	10,330	10,123	9,921	9,723	9,528	9,338
	二日市RC	m ³	72,767	71,312	69,885	68,488	67,118	65,776
		m ³ /t	4.1	4.0	3.9	3.8	3.8	3.7
グリーン購入促進	全社		事務用品の購入はグリーン購入法対象品を優先する。					
化学物質適正管理	全社		PRTR対象物質は使用しない。					
環境啓発活動推進	全社		工場見学の受入、市町村主催の環境展への出展を積極的に行う。					

(出所)「福井環境事業株式会社 環境経営レポート2023」より

次いで、「CO₂排出量」、「電力消費量」、「燃料消費量」、「廃棄物発生量」、「水使用量」、「グリーン購入促進」の主たる6項目の環境目標を掲げ、それぞれに対して具体的な各年度の数値計画や結果、及びその評価、翌年以降の目標や具体的な取り組みについて示し、福井環境事業の環境に向けた活動状況をつぶさに確認できるようにしている。

提示されている「環境経営計画目標」

環境目標項目	取組内容	担当部門
電力消費量	電気消費量を把握し、各月毎の見直しを実施する 休憩時や待機時の不要照明消灯と機器停止を徹底する 空調設定(冷房 28℃、暖房 20℃)を徹底する エアコンの保守点検、フィルターの定期清掃を実施する	全社
	生産管理データの把握と効率的な操業方法を検討し、工程ロス削減による稼働時間短縮を図る	二日市 RC
燃料消費量	車両毎の燃料消費量を把握し、各月毎の見直しを実施する 業務車両の適切な維持管理とエコドライブを推進する	全社
	定期的な収集ルートの見直しや改善を図る	本社
廃棄物発生量	廃棄物排出量を把握し、各月毎の見直しを実施する 印刷用紙使用量を把握し、各月毎の見直しを実施する 社内文書の裏紙利用・両面印刷を推進する 事務所ごみの分別と再資源化を推進する	全社
	各処理工程からの廃棄物発生量を抑制する ・選別作業の教育及び材料の流し方による選別効率の向上 ・残渣及び汚泥の水分率の低減 ・廃プラ残渣の固形燃料化、排水処理汚泥のセメント原燃料化 ・残渣のごみ質把握による廃棄物の安定的な再資源化	二日市 RC
水使用量	水使用量及び井水使用量を把握し、各月毎の見直しを実施する 定期的な漏水チェックをおこない、垂れ流しを防止する	全社
	浄化槽点検や工場排水の水質検査を定期的におこない、環境負荷の軽減を図る	二日市 RC
グリーン購入推進	グリーン購入対象品を優先的に購入する 購入品を把握し、各月毎の見直しを実施する	全社
化学物質適正管理	PRTR 対象物質を適正管理する 各化学物質の使用量を把握し、各月毎の見直しを実施する 使用時及び購入時に所定の保管場所に保管できているか確認する	全社
環境啓発活動推進	事業活動・環境活動の状況を自社ホームページ、環境経営レポートで公表し、情報公開を進める	全社
	工場見学の受入を積極的におこなう 市町村主催の環境展への出展や地域の活動への参加等、地域の方と積極的に環境コミュニケーションを図る	二日市 RC
その他取組み	緊急事態対応訓練を実施する	全社
	固定買取制度による太陽光発電事業を継続的に実施する 「福井県廃棄物減量化宣言事務所」、「ふくいマル優エコ事業所」等の取組を通じ、行政との連携を図る	二日市 RC

(出所)「福井環境事業株式会社 環境経営レポート 2023」より

2. 福井環境事業の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、北陸経済研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。

まず、福井環境事業の主な事業については、国際標準産業分類における「材料回収」、「非有害廃棄物の収集」、「非有害廃棄物の処理と処分」、「下水」として整理された。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブな項目の判定結果は、右の通りである。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は別表 1 に示した。

「産業分類別に特定したインパクト一覧」

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	リサイクル事業		ごみ収集		リサイクル事業		下水管維持管理清掃・浄化槽清掃事業	
		3830 材料回収		3811 非有害廃棄物の収集		3821 非有害廃棄物の処理と処分		3700 下水	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康および安全性	○	●	○	●	○	●	○	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	○	●	○	●	○	●	○
	生計	●	●	●	●	●	●	●	●
	平等と正義	○	○	○	○	○	○	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	○	○	○	○	○	○	○	○
	健全な経済	●	○	●	○	●	○	○	○
	インフラ	○	○	○	○	○	○	●	○
	経済収束	○	○	○	○	○	○	○	○
自然環境	気候の安定性	○	●	○	●	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	●	●	●	●	●	●	●	●
	サーキュラリティ	●	●	●	●	●	●	○	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

これらの集約結果、及び福井環境事業の個別要因を加味した修正値は、右の通りである。インパクトトピック単位での修正内容は、別表 2 に示した。

福井環境事業の事業を通して得られたインパクトを集約すると、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリアとして「生計」、「生物多様性と生態系」、「サーキュラリティ」を、ポジティブ・インパクトでは「資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」、「健全な経済」、「インフラ」を、またネガティブ・インパクトでは「健康および安全性」、「気候の安定性」を確認した。

「福井環境事業で特定したインパクト一覧」

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	全体(デフォルト)		修正	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	○	○	○	○
	健康および安全性	○	●	○	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	○	●	○
	生計	●	●	●	●
	平等と正義	○	○	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
	健全な経済	●	○	●	○
	インフラ	●	○	●	○
	経済収束	○	○	○	○
自然環境	気候の安定性	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	●	●	●	●
	サーキュラリティ	●	●	●	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

福井環境事業の事業活動を踏まえた削除及び追加の修正は、以下の通りである。

<追加>

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ/ ネガティブ	理由
社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	「教育」	ポジティブ	環境啓発活動（従業員向け環境教育、外部向け工場見学受入など）を推進している。

<削除>

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ/ ネガティブ	理由
社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	「水」	ポジティブ	衛生的な水へのアクセスを直接促進、維持する事業を行っていない。
		「エネルギー」	ポジティブ	廃棄物系バイオマスによるエネルギーの生成、供給に係る事業を行っていない。
		「文化と伝統」	ポジティブ	文化遺産(遺跡)の維持、保全に関わる事業を行っていない。
	生計	「賃金」	ポジティブ/ ネガティブ	地域水準以上の賃上げの計画はないが、給与は福井県の平均を上回り、法令に従い毎月1回以上、一定期日ごとに支払われている。
社会経済	健全な経済	「零細・中小企業の繁栄」	ポジティブ	零細中小企業の事業活動や企業価値の向上に直接資する事業を行っていない。
自然環境	生物多様性と生態系	「土壌」	ポジティブ/ ネガティブ	生物多様性・生態系を保全する事業は行っていない。また、廃棄物や排水の処理は有害化学物質等を出さないよう適切に行っている。
		「生物種」	ポジティブ/ ネガティブ	生物多様性・生態系を保全する事業は行っていない。廃棄物や排水の処理は有害化学物質等を出さないよう適切に行っている。
		「生息地」	ポジティブ/ ネガティブ	生物多様性・生態系を保全する事業は行っていない。廃棄物や排水の処理は有害化学物質等を出さないよう適切に行っている。

以上の結果にもとづき、各インパクトカテゴリーに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する福井環境事業の活動をプロットし、さらに SDGs のゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	-	○	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	●	○
		教育	●	○
	生計	雇用	●	○
		社会的保護	○	●
社会経済	インフラ	-	●	○
自然環境	気候の安定性	-	○	●
	生物多様性と生態系	水域	●	●
		大気	●	●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●
		廃棄物	●	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は、以下の通りである。

	インパクトテーマ		特定したインパクトエリア/トピック
I	総合的環境サービスによる地域環境の保全		PI:「健康と衛生」、「教育」、「インフラ」、「水域」、「大気」、「資源強度」、「廃棄物」
II	働きがいのある職場環境の構築		PI:「雇用」 NI:「健康および安全性」、「社会的保護」
III	環境経営の向上		
	(A)	脱炭素社会実現への取り組み	NI:「気候の安定性」、「大気」
	(B)	資源有効活用の促進	NI:「水域」、「資源強度」、「廃棄物」

※PI : ポジティブ・インパクト、NI : ネガティブ・インパクト

3. 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの内容を記載する。また目標に達したものについては、その折の状況を適切に考慮して目標を再検討・設定する。

I 総合的環境サービスによる地域環境の保全

項目	内容				
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト				
インパクトエリア/ トピック	PI:「健康と衛生」、「教育」、「インフラ」、「水域」、「大気」、 「資源強度」、「廃棄物」				
影 響 を 与 え る SDGs の目標					
毎年モニタリング する KPI	・2027 年度内までに浄化槽の定期清掃実施率 80.0%を達成する。 (実施率 2021 年度 70.6%、2022 年度 76.8%、2023 年度 75.9%)				
	・環境啓発イベントへの参加者数を 2027 年度内までに 200 名以上に増やす。 (2021 年度 147 名、2022 年度 161 名、2023 年度 176 名)				
	・プラスチック再生原料化率 51%、品質基準として主成分濃度 94.74%以上、 塩素濃度 0.10 パーセント以下、異物率 0.3 パーセント以下、臭気定量値 250 以下を維持する。				
	内 容	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	再生原料化率＝ 原料化した量/回収したプラスチック製容器包装量	51.10%	52.00%	52.10%	
	主成分濃度	94.53%	94.73%	94.74%	
	再商品化製品中の塩素濃度	0.11%	0.11%	0.11%	
再商品化製品中の異物の比率	0.35%	0.33%	0.29%		
再商品化製品の臭気定量値	192	166	190		

わが国では、都道府県が策定する計画に基づいて、2026 年度を目途に污水处理人口普及率 95%(2023 年度の污水处理人口普及率は 93.3%)を目指して下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設の整備を進めている。(「これからの浄化槽について 令和 5 年 10 月 27 日」環境省)

福井環境事業が担う、下水管維持管理・清掃事業や浄化槽清掃事業等はそうした国の取り組みにかなうものであり、地域社会の排水の環境負荷を法令で定められた基準以下に維持し、水域の保全に貢献している。老朽化が懸念されている下水道の適切な管理・清掃は、下水のインフラを保全し、汚水による健康被害を防ぐことに

ながら、下水道が整備されていない地域の浄化槽の清掃事業もまた排水溝や河川への汚水流出を防ぎ、地域の水質汚濁や悪臭、ハエなどの害虫抑制に深くかかわる。

浄化槽は、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に大別される。単独処理浄化槽は、生活雑排水をそのままに公共用水域等に放流するため、かねてから地域の水域を汚染することが問題視されてきた。そこで 2000 年の法改正によって合併処理浄化槽の設置を推進し、新たな単独処理浄化槽設置が禁止されたが、1955 年頃から設置され続けてきた単独処理浄化槽は多数残っており大きな課題となっている。

「浄化槽法施行状況点検検討会報告書」(環境省、令和 6 年 11 月)によれば、浄化槽管理者は保守点検・清掃・11 条検査(浄化槽法上で定められている検査)による維持管理が法令で義務付けられている。浄化槽の保守点検及び清掃は、浄化槽の機能を正常に維持し、その放流水の適正な水質を確保するために行われるものだが、日本全国平均で保守点検実施率は 70.2%、清掃実施率は 63.6%、11 条検査受検率は 48.2%と低い水準にとどまっている。これでは地域の生活環境や健康、安全を損ないかねない。そこで国、地方公共団体、業界団体等は、互いに連携し、保守点検・清掃実施率 100%、11 条検査受検率 100%を目指している。福井環境事業でも、地域の環境保全に貢献するため、2027 年度内までに浄化槽の定期清掃実施率 80.0%を目標とした。

環境の保全や維持は、関連する企業の努力だけでなし遂げられるものではない。すべての人が環境問題に関心を持ち、各々がなすべき取り組みを理解し、着実に実践していくことが求められる。もとよりそうした取り組みが広く浸透すれば、資源ごみの分別が徹底され、福井環境事業の事業活動を効率的・効果的に展開できるようになる。

そこで福井環境事業では、事業活動を通じて得た知見や施設を積極的に活用し、地域社会に向けて環境問題に関する

啓発活動を行っている。またこうした取り組みに対応するための人材育成にも努めており、「環境に配慮した企業等活動をリードする人材を育成して輩出し、その活動をバックアップする企業を表彰する」という環境省の「環境 人づくり企業大賞 2018」を受賞している。

福井市主催の 2024 年度「福井市環境フェア」に出展しているが、会場来場者は述べ 3,300 名にも達しており、市民へ環境啓発情報を届けることに貢献している。また、小学生とその保護者を対象とした環境啓発イベントとして、「わくわく自由研究 親子で SDGs を学ぼう」を夏休み自由研究向けに、「わくわく秋休み 親子で SDGs を学ぼう」を秋に実施している。

二日市リサイクルセンターの見学は可能な限り受け入れている。そこではリーフレットはもとよりヘルメットや軍手などを準備し、安全かつわかりやすく工場見学ができるように努めている。また廃プラスチックからストラップを作るといった

環境啓発活動の様子



【環境啓発イベント“わくわく秋休み 親子で SDGs を学ぼう”開催風景】



【二日市 RC 施設見学風景】



【環境フェア 出展風景】

(出所)「福井環境事業株式会社 環境経営レポート 2023」より

体験型のイベントにするなどの工夫も凝らしており、ごみ分別やプラスチックのリサイクルの大切さについて楽しく学べる啓発活動となっている。

これらの取り組みは社外に向けて発信しているが、それだけに留まらず環境啓発活動は携わる従業員のエンゲージメント、モチベーションの維持向上にも大きく寄与している。

福井環境事業では引き続き環境啓発に寄与し続けることを目的に、イベントへの参加者数を 2027 年度内までに 200 名以上に増やすことを掲げることにした。

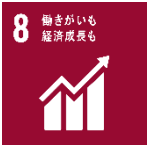
福井環境事業では、家庭や事業所などから回収したプラスチック製容器包装等をもとに、プラスチック再生原料を製造している。プラスチック再生原料が新たなプラスチック製品となる。こうした取り組みは、廃棄物の減量、限りある資源の有効活用につながっている。

家庭から排出されるごみ重量の約 2 ～ 3 割、容積は約 6 割を占めるのが容器包装廃棄物である。これをリサイクルするため、国は容器包装リサイクル法を定めた。福井環境事業が取り組むリサイクル事業は、まさにこの制度に即したものにほかならない。

しかし、プラスチック再生原料化という取り組みは、決して簡単な事業ではない。回収したプラスチック製容器包装等からたくさんの原料を再生しようとすると品質の悪化を招くことになる。

福井環境事業では、毎年プラスチック再生原料化の収率の維持と品質の維持向上を目標に、プラスチック再生原料化率 51%、かつ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のガイドラインで定義された測定法で示される基準に準じ、主成分濃度 94.74%以上、塩素濃度 0.10 パーセント以下、異物率 0.3 パーセント以下、臭気定量値 250 以下の維持を目標に掲げた。もとより今後の新たな技術の進展を考慮し、毎年検討を加え自社基準を設定していくことにしている。

II 働きがいのある職場環境の構築

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト/ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/トピック	PI:「雇用」 NI:「健康および安全性」、「社会的保護」
影響を与える SDGs の目標	 
毎年モニタリングする KPI	・新卒・中途を含め、毎年 20 名の採用を目指す。 (2021 年度 9 名、2022 年度 14 名、2023 年度 28 名) ・毎年の労働災害発生件数(休業 4 日以上)ゼロの達成と継続。 (2021 年度 2 件、2022 年度 4 件、2023 年度 4 件)

	・男性の育児休業対象者について、2025 年度内より取得率 100%を達成、継続する。 (子どもが生まれた男性社員は、2021 年度 1 名、2022 年度 5 名、2023 年度 3 名。いずれも取得しなかった。)
--	--

近年、労働力の確保は業界、業種を問わず喫緊の課題となっているが、これは決して今に始まったことではない。福井環境事業は廃棄物の回収等の重要なインフラを担っており、人手不足によって事業が滞ることは許されない。しかし業務と従業員の意識のミスマッチや廃棄物の収集業務等の意義についての理解が進まず、なかなか思うように採用できていない。また、従業員の高齢化とともに運営体制、組織の改編など、大幅な世代交代を行うべきときにもきている。

働きやすい職場を目指して労働環境の整備を進めている。給与についても福井県の 2023 年のきまって支給する給与の平均額 251,415 円(「福井県毎月勤労統計調査」(令和 7 年 3 月 31 日公表))を上回っている。

福井環境事業では、引き続き労働環境の改善に努めつつ、お互いの仕事が社会になくてはならないことはもとより社会貢献にもつながることを、社員教育を通じて従業員に浸透、徹底させ、さらにオープン・カンパニーや 1 DAY 仕事体験などに積極的に取り組み、採用を妨げる問題の解決を図って新卒・中途を含め、毎年 20 名の採用目標を掲げることにした。

ごみ収集事業には特殊車両であるパッカー車の運転や操作が必要になる。浄化槽清掃事業や下水管維持管理・清掃事業、リサイクル事業等においても、専用設備の操作が求められる。そのためわずかな油断で事故やケガを招きかねない。そこで福井環境事業では、労働安全衛生活動や 5 S 活動等の年間計画・目標を定め、朝礼での徹底や講習会等を通じ安全・安心な職場作りに努めている。

また、容器包装プラスチックやペットボトルなどの可燃物を扱う二日市リサイクルセンターでは、ひとたび火災が起きると周囲の環境や近隣住民に重大な被害を及ぼす恐れがある。そこで、火災予防のための訓練、従業員や近隣住民の安全や環境汚染防止を目的とした防災訓練も実施している。

安全管理については、これまでの取り組みをさらに徹底させつつ毎年の労働災害発生件数(休業 4 日以上)ゼロの達成と継続を目標とした。

女性従業員については育児休業は 100%取得できており、復帰後も時短勤務などの対応を行っているが、少子化が大きな問題となり女性の社会参画が強く求められる昨今、それだけでは不十分である。やはり男性の育児参加は不可欠と言える。福井環境事業でも、そうした社会に配慮し、女性従業員の育児休業と同様に、対象となった男性従業員については、育児休業の取得率 100%を掲げることにした。実際にはそうした制度があってもなかなか従業員自身が取得をためらうことが少なくない。そこで職場環境を整えるとともに、取得促進に向けて啓発を図っていく。

「令和 6 年就労条件総合調査」(厚生労働省)による年次有給休暇の取得率は、福井環境事業が該当する「100～299 人」規模では 62.8%となっている。すでに福井環境事業では全社で 60%程度の水準は維持しているものの、年次有給休暇の取得についてはまだためらいがあるという従業員が少なくなく改善が難しい。とはいえ従

業員の健康とワークライフバランスがとれた生活の実現は重要である。福井環境事業では、引き続き従業員の意識啓発に努めていくことにしている。

また、「毎月勤労統計調査 令和5年度分結果確報」(厚生労働省)によれば、福井環境事業の事業である再生資源回収業が含まれる「その他サービス業」では、所定外労働時間の月平均は14.1時間であった。これまでの取り組みによって、所定外労働時間の月間平均は、2021年度9.5時間、2022年度9.2時間、2023年度8.1時間と改善が進んでいるが、福井環境事業では、顧客との調整や事業運営の仕組みをさらに精査し、今後もその短縮に努めることにしている。

なお、リサイクルへの取り組みにあたっては、環境や健康に影響が出ないように、騒音や悪臭、粉じん濃度、排水処理汚泥などにおいて独自に維持管理に向けた取り組みを行っている。また、ごみ収集所や二日市リサイクルセンターでは、ライターなどの可燃性の異物や容器包装プラスチック、ペットボトルなどの可燃物がある。これらに引火して火災が起これば、有害な物質が発生し周囲を汚染することにもなる。福井環境事業では、定期的に緊急事態対応訓練を実施するとともに、地域環境を守るため5S活動などの徹底に努めている。

処理施設の維持管理に関する記録（令和6年度上半期まとめ）

令和6年6月28日									
No.	区分	測定頻度	測定地点	測定項目	自主管理値	市条例・法令	測定結果	判定	測定日 (採取日)
1	騒音	年2回 (6ヶ月毎)	敷地境界 (1箇所)	騒音(朝)	70dB(A)	70dB(A)	64dB(A)	○	R6.5.30 R6.5.31
				騒音(昼間)	75dB(A)	75dB(A)	62dB(A)	○	
				騒音(夕)	70dB(A)	70dB(A)	61dB(A)	○	
				騒音(夜間)	65dB(A)	65dB(A)	60dB(A)	○	
2	振動	年2回 (6ヶ月毎)	敷地境界 (1箇所)	振動(昼間)	65dB	65dB	41dB	○	R6.5.30
				振動(夜間)	60dB	60dB	36dB	○	
3	悪臭	年2回 (6ヶ月毎)	敷地境界 (1箇所)	悪臭(臭気指数)	<18	<18	<10	○	R6.5.30
				悪臭(臭気強度)	<3	<3	<2.5	○	
4	水質	毎月 (年2回報告)	排水放出口	水素イオン濃度	6.0~8.5	5.8~8.6	7.5	○	R6.6.4
				化学的酸素要求量	80mg/L	—	1.2mg/L	○	
				生物化学的酸素要求量	24mg/L	160mg/L以下 (日平均120)	<1.0mg/L	○	
				浮遊物質	73mg/L	200mg/L以下 (日平均150)	2.1mg/L	○	
				ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30mg/L以下	30mg/L以下	<0.5mg/L	○	
5	大気質 (施設の稼働に係る項目)	年2回 (6ヶ月毎)	敷地境界 (1箇所)	粉じん濃度	0.1mg/m ³ 以下 (1時間値の1日平均値)	—	0.08 mg/m ³	○	R6.5.30 R6.5.31
					0.2mg/m ³ 以下 (1時間値)	—	0.09 mg/m ³	○	
6	大気質 (運搬車両の走行に係る項目)	年2回 (6ヶ月毎)	敷地境界 (1箇所)	二酸化窒素濃度	0.04~0.06 ppm以下	0.04~0.06 ppm以下	0.003 未満	○	R6.5.30 R6.5.31
				浮遊粒子状物質	0.1mg/m ³ 以下 (1時間値の1日平均値)	0.1mg/m ³ 以下 (1時間値の1日平均値)	0.026 mg/m ³	○	
					0.2mg/m ³ 以下 (1時間値)	0.2mg/m ³ 以下 (1時間値)	0.076 mg/m ³	○	

(出所) 福井環境事業 HP より

Ⅲ 環境経営の向上

(A) 脱炭素社会実現への取り組み

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/トピック	NI:「気候の安定性」、「大気」
影響を与える SDGs の目標	 

毎年モニタリングする KPI	・CO₂排出量（Scope1+2）を2027年度内までに4,188 tに削減する。（2021年度 5,405 t、2022年度 4,633 t、2023年度 4,514 t） ・営業車は2027年度内までに7台をエコカー（ハイブリッド等）に変更する。（営業車 18台は現時点でガソリン車）
----------------	--

福井環境事業では、持続可能な社会実現に寄与するため、かねてから CO₂ 排出量（Scope1+2）の削減に積極的に取り組んできた。CO₂ 排出量を毎年計測して課題を洗い出しつつ、次年度に向けた削減目標や対策の具体的な検討を行い、外部からもチェックが可能なように公表している。

工場の新設といった設備投資や回収・処理するゴミの量の変動という要因もあり、必ずしも掲げた目標通りに削減できない場合もある。しかしそれでも問題点を解明し、効率性・生産性を高めることで着実に CO₂ の排出削減につなげていくことを目指している。そこで福井環境事業では、こうした取り組みを継続させ、CO₂ 排出量を2027年度内までに4,188 tに削減することにした。

また福井環境事業では、二日市リサイクルセンターの電力を2023年度から「かがやき GREEN」(CO₂ 排出量実質ゼロの再生可能エネルギー)でまかなっている。加えて、電気消費量を毎月把握しつつ、休憩時や待機時の不要照明消灯、機器停止の徹底、空調設定（冷房は28℃、暖房は20℃）の徹底、エアコンの保守点検、フィルターの定期清掃等のきめ細やかな取り組みを続け、電力消費の削減にも努めている。

福井環境事業には、パッカー車等多様な特殊車両がある。現在、それらの車両ごとに燃料消費量を把握、課題を突き詰め、エコドライブの徹底や収集ルートの見直しや改善などを行い、燃料消費量の削減、排気ガス抑制に努めている。もとより CO₂ 排出量の削減を進め、大気の汚染を軽減するにはエコカー（ハイブリッド等）への変更が求められる。

そこで、まずは現在18台ある営業車（一般乗用車）について2027年度内までに7台をエコカー（ハイブリッド等）に変更することにした。

(B) 資源有効活用の促進

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/トピック	NI:「水域」、「資源強度」、「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
毎年モニタリングする KPI	・廃棄物量を前年度実績から毎年2%ずつ削減する。

	(2023 年度実績 782.10 t を基準にすると、2027 年度では 721.38 t 以下となる) ・水使用量を 2027 年度内までに 75,113m³ 以下にする。 (2021 年度 80,481m³、2022 年度 83,097m³、2023 年度 76,172m³) ・紙使用量を 2027 年度内までに 239,498 枚に削減する。 (2021 年度 241,561 枚、2022 年度 250,370 枚、2023 年度 259,658 枚)
--	--

福井環境事業では、事業活動に伴って排出される廃棄物に対して年間目標を設定し、具体的な対策をあげつつその低減に取り組んでいる。

たとえば二日市リサイクルセンターでは、リサイクルの工程で発生する廃棄物を抑制、管理するため、作業それぞれの問題を洗い出して対応している。回収された資源ごみを処理する際には、選別作業が欠かせない。この精度を高めることは、リサイクルに回せるゴミを増やすと同時に廃棄物量を減量することにつながる。そこで、選別作業に当たる従業員の教育はもとより、選別工程についてもたえず改善に取り組んでいる。

また工場内で発生する排水については、浄化槽や排水処理設備によって水質が化学的に基準値以下であることを確認し、決して水域を損なわないように努めている。

廃棄物量は、入札によって左右される廃プラスチックの受入れ量で大きく増減する。単純に経年の廃棄物量だけで目標を定めることは難しい。そこで福井環境事業では、前述した取り組みを継続、改善することで、廃棄物量を前年度実績から毎年 2% ずつ削減する目標を掲げることにした。2023 年度実績は 782.1 t だったが、これを基準にすれば 2027 年度内に 721.38 t 以下にすることが目安となる。

排水の質を適切なレベルに維持するのと同様に大切なのが、水の使用量を削減する取り組みである。福井環境事業では、水使用量の年間目標を設定し、削減に取り組み続けている。具体的には定期的な漏水チェックによって垂れ流しを防止したり、洗車や融雪のために使用している地下水については計画的かつ効率的な活用によって浪費を防いでいる。施設内では節水を促す張り紙などを掲示し、従業員の啓発にも努めている。

こうした取り組みを継続的に行うことで、福井環境事業では水使用量を 2027 年度内までに 75,113m³ 以下にすることを目標として掲げた。

事業場内から出る廃棄物の中で、紙は大きなウェイトを占めている。そこで福井環境事業では、紙の使用量の削減に注力しているが、デジタルタコグラフによる日報等を出力する営業車の増加や現場での安全チェックリストの配布などの取り組みによって、必要に迫られて増えることもある。そうした事態も含めて、さらに社内文書については裏紙利用や両面印刷を推進し、可能なものについては印刷することなく画面で確認するなどに取り組み、目標としては、2027 年度内までに紙の使用量を 239,498 枚にまで削減することを掲げた。

もっとも現在の事業活動では、減量に努めることはできても紙の使用をゼロにすることはできない。そこで紙だけでなく事務所内から廃棄されるゴミはしっかり分別し、引き続き再資源化を推進することになっている。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

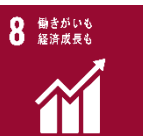
福井環境事業の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

I 総合的環境サービスによる地域環境の保全

	ターゲット	内容
    	4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	11.6	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

期待される影響としては、地域環境の保全とともに地域住民の健康や衛生に貢献する。また資源を有効に活用することによって、廃棄物の削減にも寄与する。

II 働きがいのある職場環境の構築

	ターゲット	内容
 	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
--	-----	--

期待されるターゲットの影響としては、従業員の健康的な生活、権利をまもることに貢献する。

Ⅲ 環境経営の向上

(A) 脱炭素社会実現への取り組み

 11 住み続けられるまちづくりを	ターゲット	内容
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、資源の有効活用とともに廃棄物の削減に貢献する。

(B) 資源有効活用の促進

 6 安全な水とトイレを世界中に	ターゲット	内容
	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

期待されるターゲットの影響としては、地域環境の保全を通じて、地域住民の健康・衛生管理に貢献する。また、資源の有効活用を推進し、廃棄物の削減に寄与する。

● 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

1995 年 3 月に制定された福井県環境基本条例に基づき、福井県環境基本計画が策定されている。同計画は、社会・経済等の情勢の変化に対応するため、2002 年度、2008 年度、2013 年度、2017 年度と見直しが行われ、現在は 2023 年度の見直しに基づき計画期間最終年度（2027 年度）に掲げた目標に向けた取り組みが行われている。

具体的には、「第 1 章 地球温暖化対策の推進」の中で、「（1）温室効果ガス排出量の現状と削減目標」が示されている。福井環境事業では前年度比 -2%となるよう CO₂ 排出量目標を設定し、具体的な取り組みをたえずアップデートしながら続けている。「（3）再生可能エネルギーの導入拡大」では導入目標として「2030 年度の再生可能エネルギーの導入量 1,336 千 kW（2020 年度(847 千 kW)比 約 1.6 倍）」が示されている。福井環境事業の二日市リサイクルセンターでは、2013 年から屋根の上に 300kW の太陽光発電設備を設置して発電を行っており、2023 年度では予想を上回る発電を達成している。

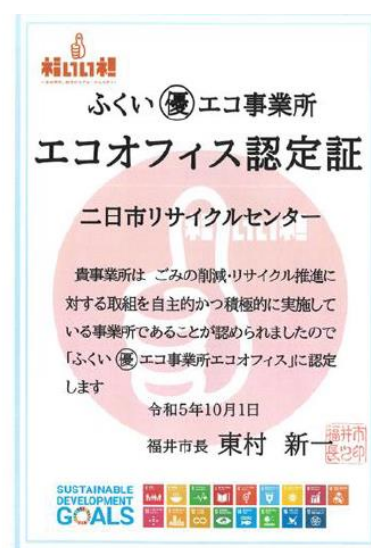
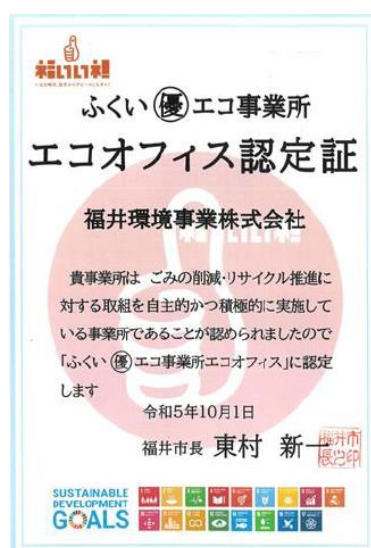
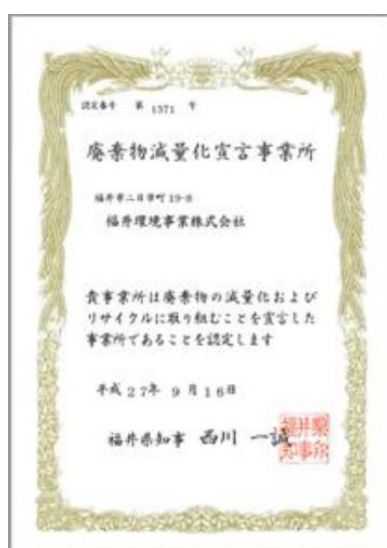
「第 3 章 循環型社会の推進」には、「（2）産業廃棄物の減量化とリサイクル推進」が取り上げられている。福井環境事業のリサイクル事業の拡大は、こうした福井県の取り組みに大いに貢献するものと言える。

また「第 4 章 生活環境の保全」で「（1）水・大気環境の保全」とある。福井環境事業の浄化槽清掃事業、下水管維持管理・清掃事業は、福井県が目指す人々の水環境を守ることに直結している。

「第 5 章 各分野に共通する施策の推進（環境を支える人づくり・地域づくり）」においては、「（1）誰もが学べる環境教育の推進」として、「環境保全や地球温暖化に取り組む県内企業等と連携し、小学生を対象とした体験学習を実施するほか、大学生等を対象とした環境保全を考えるワークショップを開催」と具体的な対策が示されているが、こうした取り組みは福井環境事業において継続的に実施しているものである。

廃棄物の発生抑制・リサイクル・適正処理を認識し、ゼロエミッションに向けた廃棄物減量化などに取り組むことを宣言。福井県からの認定証。

ごみの削減等に積極的に取り組む福井市内の優良事業所として、福井市からの認定書。福井環境事業、二日市リサイクルセンター両事業所。



5. 福井環境事業のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

福井環境事業は、安達 弘幸 代表取締役社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトレーダー、SDGsとの関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等は前段に記載した内容である。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、安達 弘幸 代表取締役社長を最高責任者として全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取り組み、総務部が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、地域をリードしていく企業を目指す。

福井環境事業の責任者	代表取締役社長 安達 弘幸
福井環境事業のモニタリング担当部署	総務部
銀行に対する報告担当部署	総務部

6. 北陸銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北陸銀行と福井環境事業の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は年に 1 回以上実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北陸銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

北陸銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北陸銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北陸銀行は、福井環境事業に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回以上実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討する。

以 上

【別表 1】

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	リサイクル事業		ごみ収集		リサイクル事業		下水管維持管理清掃・浄化槽 清掃事業	
			3830 材料回収		3811 非有害廃棄物の収集		3821 非有害廃棄物の処理と処分		3700 下水	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争	○	○	○	○	○	○	○	○
		現代奴隷	○	○	○	○	○	○	○	○
		児童労働	○	○	○	○	○	○	○	○
		データプライバシー	○	○	○	○	○	○	○	○
		自然災害	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康および安全性	-	○	●	○	●	○	●	○	●
		水	○	○	●	○	●	○	●	○
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	○	○	○	○	○	○	○	○
		エネルギー	○	○	○	○	●	○	○	○
		住居	○	○	○	○	○	○	○	○
		健康と衛生	●	○	●	○	●	○	●	○
		教育	○	○	○	○	○	○	○	○
		移動手段	○	○	○	○	○	○	○	○
		情報	○	○	○	○	○	○	○	○
		コネクテビリティ	○	○	○	○	○	○	○	○
		文化と伝統	○	○	●	○	○	○	○	○
		ファイナンス	○	○	○	○	○	○	○	○
	生計	雇用	●	○	●	○	●	○	●	○
		賃金	●	●	●	●	●	●	●	●
		社会的保護	○	●	○	●	○	●	○	●
	平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○	○	○	○	○
		民族・人種平等	○	○	○	○	○	○	○	○
		年齢差別	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他の社会的弱者	○	○	○	○	○	○	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	○	○	○	○	○	○	○	○
		市民的自由	○	○	○	○	○	○	○	○
	健全な経済	セクターの多様性	○	○	○	○	○	○	○	○
		零細・中小企業の繁栄	●	○	●	○	●	○	○	○
	インフラ	-	○	○	○	○	○	○	●	○
自然環境	経済収束	-	○	○	○	○	○	○	○	○
	気候の安定性	-	○	●	○	●	○	●	○	●
		水域	●	●	●	●	●	●	●	●
	生物多様性と生態系	大気	●	●	●	●	●	●	○	●
		土壌	●	○	●	○	●	●	○	●
		生物種	●	○	●	○	●	●	○	○
		生息地	●	○	●	○	●	●	○	○
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●	●	●	○	●
		廃棄物	●	●	●	●	●	●	○	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

【別表 2】

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトピック	全体(デフォルト)		修正	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争	○	○	○	○
		現代奴隷	○	○	○	○
		児童労働	○	○	○	○
		データプライバシー	○	○	○	○
		自然災害	○	○	○	○
	健康および安全性	-	○	●	○	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●	○	●	○
		食料	○	○	○	○
		エネルギー	●	○	●	○
		住居	○	○	○	○
		健康と衛生	●	○	●	○
		教育	○	○	●	○
		移動手段	○	○	○	○
		情報	○	○	○	○
		コネクティビティ	○	○	○	○
		文化と伝統	●	○	○	○
		ファイナンス	○	○	○	○
	生計	雇用	●	○	●	○
		賃金	●	●	○	○
		社会的保護	○	●	○	●
	平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○
		民族・人種平等	○	○	○	○
		年齢差別	○	○	○	○
		その他の社会的弱者	○	○	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	○	○	○	○
		市民的自由	○	○	○	○
	健全な経済	セクターの多様性	○	○	○	○
		零細・中小企業の繁栄	●	○	○	○
	インフラ	-	●	○	●	○
自然環境	経済収束	-	○	○	○	○
	気候の安定性	-	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	水域	●	●	●	●
		大気	●	●	●	●
		土壌	●	●	○	○
		生物種	●	●	○	○
		生息地	●	●	○	○
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●
		廃棄物	●	●	●	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

第三者意見書

2025 年 4 月 28 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

福井環境事業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北陸銀行

評価者：一般財団法人北陸経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北陸銀行（「北陸銀行」）が福井環境事業株式会社（「福井環境事業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、一般財団法人北陸経済研究所（「北陸経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北陸銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、北陸経済研究所・株式会社道銀地域総合研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北陸銀行及び北陸経済研究所にそれを提示している。なお、北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからみてもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北陸銀行及び北陸経済研究所は、本ファイナンスを通じ、福井環境事業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、福井環境事業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

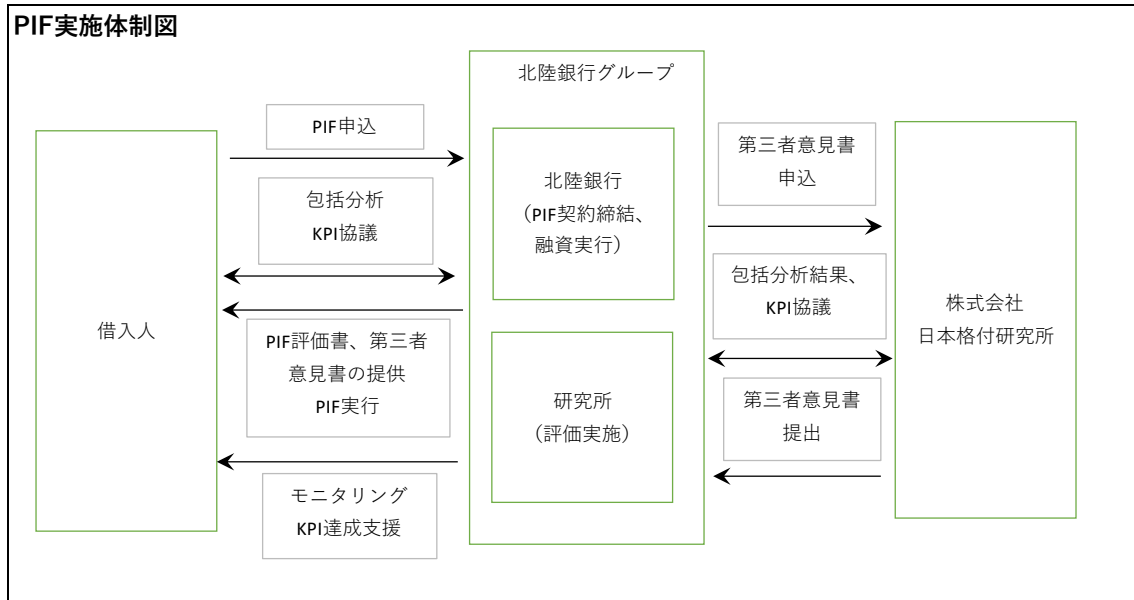
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北陸銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：北陸経済研究所・道銀地域総合研究所・浜銀総合研究所
(出所：北陸銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北陸銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北陸銀行からの委託を受けて、北陸経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て北陸経済研究所が作成した評価書を通して北陸銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、北陸経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である福井環境事業から貸付人である北陸銀行及び評価者である北陸経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものもを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル